

後期 第1問

1 X及びYは、B銀行の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する客のカードの暗証番号、名義人氏名、口座番号等を盗撮するため、ATMが複数台設置されており、行員が常駐しない同銀行支店出張所(看守者は支店長)に営業中に立ち入り、うち1台のATMを相当時間にわたって占拠し続けることを共謀した。共謀の内容は、次のようなものであった。

ア 同銀行のATMには、正面に広告用カードを入れておくための紙袋(以下「広告用カードホルダー」という)が設置されていたところ、これに入れる広告用カードの束に似せたビデオカメラでATM利用客のカードの暗証番号等を盗撮する。盗撮された映像は、受信機に無線で送られ、それがさらに受像機に送られて記録される。

イ X及びYは、盗撮用ビデオカメラと受信機及び受像機の入った紙袋を持って、目標の出張所に立ち入り、1台のATMの前に行き、広告用カードホルダーに入っている広告用カードを取り出し、同ホルダーに盗撮用ビデオカメラを設置する。そして、その隣のATMの前の床に受信機等の入った紙袋を置く。盗撮用ビデオカメラを設置したATMの前からは離れ、隣の受信機等の入った紙袋を置いたATMの前に、交替で立ち続けて、これを占拠し続ける。このように隣のATMを占拠し続けるのは、受信機等の入った紙袋が置いてあるのを不審に思われないようにするためと、盗撮用ビデオカメラを設置したATMに客を誘導するためである。その間、X及びYは入出金や振込み等を行う一般の利用客のように装い、受信機等の入った紙袋を置いたATMで適当な操作を繰り返すなどする。

ウ 相当時間経過後、X及びYは再び盗撮用ビデオカメラを設置したATMの前に行き、盗撮用ビデオカメラを回収し、受信機等の入った紙袋も持って、出張所を出る。

2 X及びYは前記共謀に基づき、前記盗撮目的で、平成17年9月5日午後0時9分頃、ATMが6台設置されており、行員が常駐していない同銀行支店出張所に営業中に立ち入り、1台のATMの広告用カードホルダーに盗撮用ビデオカメラを設置し、その隣のATMの前の床に受信機等の入った紙袋を置き、そのころから同日午後1時47分頃までの1時間30分以上、適宜交替しつつ、同ATMの前に立ってこれを占拠し続け、その間、入出金や振込み等を行う一般の利用客の要に装い、同ATMで適当な操作等を繰り返すなどした。

3 なお、X及びYらが同銀行支店出張所で上記行為に及んでいた間には、X・Y以外に他に客がいない時もあった。また、X及びYの立ち入りの外観は一般のATMの利用客のそれと特に異なるものではなかった。

X及びYの罪責について論ぜよ。

参考判例：最高裁平成17年7月2日決定